

2) ウィーン体制

1814-1815 ウィーン会議

cf. ウエストファリア会議

西欧国際体制の諸特徴を継承

主導権を握った国 イギリス、ロシア、オーストリア、プロイセン

フランスの参加

cf. 史料 80 「ウィーン会議（1814-15 年）」

cf. 第一次世界大戦後のヴェルサイユ講和会議

① 正統主義の原則

ナショナリズム、リベラリズムの運動を抑圧

② 勢力均衡の追求

突出した国の抑制

cf. ウィーン会議後のヨーロッパ（1815 年） 近藤和彦編『西洋世界の歴史』山川出版社、1999 年 236 ページ

a. フランスの領土削減と封じ込め

オランダ ベルギーを取得

プロイセン ザクセンの 2/5 ラインラント ウエストファーレン
獲得

スイス連邦形成、永世中立を認める

cf. 史料 81 「スイスの永世中立の承認（1815 年）」

】 フランス
周辺に
障壁を
形成

*オランダ セイロン・ケープ植民地をイギリスに

*オーストリア ヴェネツィア、ロンヴァルディア、トスカナ、モデナ、チロル、ザルツブルク、ケルンテン獲得 - プロイセンの台頭に備える

b. ドイツ諸邦

ドイツ連邦成立 「中欧に強国なき」 状態を維持

c. ロシア ポーランド要求

クラクフ独立市

ダンツィフィをプロイセン領に
残りのポーランドをロシア領に

西欧国際体制の諸特徴を継承しているにもかかわらずヨーロッパ協調を実現できたのはどうしてか？

③ 神聖同盟

cf. 史料 79 「神聖同盟草案（1815年）」

キリスト教の正義と博愛の精神に基づき平和維持のための連帶

ロシア、オーストリア、プロイセン締結→ヨーロッパ各国の君主が参加

例外 オスマン帝国 ローマ教皇 イギリス

イギリス代表 カスルリーの評価

「けだかい神秘主義とナンセンスの紙切れ」

「大国は、共通の利害を有していると感じているだけでなく、留意すべき共通の義務をも有していると感じている」

cf. Robert Stewart, 2nd Marquess of Londonderry (Lord Castlereagh)
between 1809 and 1810 Thomas Lawrence National Portrait Gallery 所蔵
<https://artuk.org/discover/artworks/robert-stewart-2nd-marquess-of-londonderry-lord-castlereagh-157119>

④ 四国同盟 イギリス、オーストリア、プロイセン、ロシア

定期的に会議を開き国際体制の安定化に努めることを確認

1818 フランス参加 五国同盟へ

従来の勢力均衡 各国がそれぞれ追求

→大国が一致して行動する重要性が強調されるように

頻繁に国際会議を開き大国間で協議し勢力均衡を図る

背景 戦争の変化 傭兵→徴兵

cf. 霸權安定論 ヘグモニー国家であったイギリス自身がそれを考えていない。
帝国主義に基づくヨーロッパ協調

1820年代 ラテンアメリカ諸国の独立

アメリカの独立

→主権国家体制の拡大 例外 ハイチ